

姫路市宿泊型児童館指定管理者の募集に係る質問への回答

No.	資料名	ページ	項目名	質問内容	回 答
1	指定管理料スライド制度の手引	3～5	2賃金スライド	現在雇用している職員の大半は、指定管理料スライド制度手引きP4の「(2)雇用形態の区分①正規雇用職員等」に該当します。しかし、実態として最低賃金に近い水準で給与を設定しているため、毎年の「兵庫県最低賃金」の引き上げに伴い、人件費が引き上げ率相当上昇しています。一方でP5「(5)賃金水準の変動率①正規雇用職員等」の指標とされている「兵庫県人事委員会勧告」に基づく民間給与の伸び率事業者負担を除くと近年2%に満たず、実際のコスト増分を補填できません。この乖離により事業者負担が非常に重くなる為、正規雇用職員等の指標の考え方について、実情に即した見直しをご検討いただけないでしょうか。	正規雇用職員等については、給与表、勤続年数、職務内容、民間給与水準等を踏まえて賃金が決定されることから、民間給与実態調査を指標としています。一方、非正規雇用職員等については、時給が地域別最低賃金やパート・アルバイトの労働市場の影響を直接受けやすいため、最低賃金の改定率等を指標としています。また、手引きにおいて、正規雇用職員等の賃金水準の変動率に民間給与実態調査に基づく民間給与の伸び率を用いているのは、客観的かつ統一的な指標により、指定管理者間の公平性及び制度運用の明確性を確保することを目的としたものです。ご指摘いただいた施設毎の実情につきましては、賃金・物価水準の変動幅が該当年度のスライド率を大幅に超える場合等で、施設の運営状況に影響を及ぼす場合などは別途協議をさせていただければと考えております。
2	指定管理料スライド制度の手引	7	3物価スライド	(1)対象(対象となる物件費)が修繕費、電気料金(電力入札によるもの)、上下水道使用料を除く物件費として計上したすべての経費ということは、設備委託料の再委託先費用も対象になりますか。	設備委託料等の再委託に係る費用も対象となります。
3	指定管理料スライド制度の手引	7	3物価スライド	上下水道使用料は、スライド制度対象外となっていますが、料金等の改定等があった場合、各年度別途協議していただけるのでしょうか。	上下水道使用料の料金改定があった場合、改定に応じて、指定管理料の変更を行う場合があります。
4	姫路市宿泊型児童館条例	8	別表第3(第12条関係)	物価高騰などの社会情勢を鑑み、宿泊料金の条例改定は予定されていますか。	現時点では、条例改正の予定はありませんが、今後条例改正(使用料の変更)を行う可能性はあります。また、条例改正で使用料を変更した場合、変更に応じて指定管理料の変更を行う場合があります。
5	指定管理者募集要項	4～6	4自主事業	6ページの各年度の過去3事業年度の収支決算をみると、すべての年度で収支が赤字決算となっているものの、5ページ「4(2)宿泊利用者への夕食及び朝食の提供」にて「自主事業ではありませんが、「宿泊利用者への夕食及び朝食の提供」に関する提案を求めます。」との記載があります。すべての年度で自主事業収支が赤字決算となっている状況のなか、本指定管理期間中も自主事業の一部を求めることに対して、姫路市はどうお考えなのでしょうか。	市が提案を求めている自主事業について、収支決算が赤字となっていることは把握していますが、指定管理者の創意工夫で提案を行ってください。
6	指定管理者募集要項	5	4自主事業(2)宿泊者への夕食及び朝食の提供	「自主事業ではありませんが、「宿泊利用者への夕食及び朝食の提供」に関する提案を求めます。」との記載がありますが、素泊まりを廃止し、食事付き(夕朝食)プランのみの販売は可能でしょうか。	利用者が素泊まり、食事付プランどちらも選択できるようにしてください。
7	指定管理者募集要項	7	8指定管理に関する経費	(2)①賃金及び物価水準の変動への対応の、「変動率の1.0%は事業者負担」との記載について、1.0%が事業者負担となる理由と、1.0%という数字の根拠を教えてください。	変動率の1.0%の負担につきましては、変動率のうち市と事業者の間で適切に負担を分担する観点から、事業者において通常想定される経営上のリスクを考慮して割合を設定しております。

No.	資料名	ページ	項目名	質問内容	回 答
8	指定管理者募集要項	7	(3)指定管理料の提案	①指定管理料の提案上限額において、「上限額143,033千円／年平均」と記載がありますが、5年間の平均額が「143,033千円／年」を超えてなければ、一部の年度を「143,033千円／年」を超えて提案することは可能ですか。	お見込みの通り、5年間平均が超えていなければ、提案可能です。
9	指定管理者募集要項	7	8(3)②賃金及び物価水準の変動に伴う経費の増減について	「賃金及び物価水準の変動に伴う経費の増減については、毎年の変動状況に応じて双方協議の上、指定管理料の変更を行う」の双方協議とは、7ページ「8(2)①賃金及び物価水準の変動への対応について」記載の指定管理料スライド制度のことでしょうか。それとも、スライド制度以外の協議があるということでしょうか。 また、「指定管理料には指定期間初年度を除き、指定後の賃金及び物価水準の変動を考慮せずに提案してください」との記載について、昨今の物価上昇が続いた場合は、スライド制度における「±1%は指定管理者負担」より、スライド制度を適用しても、指定期間中に1%の複利的な費用増が想定されます。しかしながら、指定管理料の提案は変動を考慮しないため、提案時では各年度黒字であっても、指定期間が進むにつれ実際の収支が赤字となる可能性が高くなりますが、その場合は別途協議をしていただけるのでしょうか。	ご指摘いただいた該当箇所につきましては、基本的には指定管理料スライド制度を想定しています。変動率の考え方につきましては、変動率から1%を控除したスライド率を毎年掛けていく形を想定しています。（「指定管理料スライド制度の手引」P6.8参照） 1%の負担については、前年度からの変動率のうち1%負担いただくものであり、仮に変動率が1%未満の場合でも、前年度のスライド率を当年度にも適用される形になります。そのため、変動率の上昇が生じる限りは、当初提案時の指定管理料よりも増額されることは想定されます。
10	指定管理者募集要項	7～8	④指定管理者が実施する修繕に係る費用について	(2)指定管理料の「提案された収支予算書をもとに、修繕費を控除した上で、年度ごとの予算の範囲内で決定する」との記載および、(3)指定管理料の提案④の「修繕実施前に市が承認を行った上で、毎月の指定管理料の支払時に市から実績額を指定管理者に支払います」との記載および、業務仕様書27ページ「14修繕(1)乙が負担する修繕①」の「20万円未満のものは乙(指定管理者)が負担」との記載から、1年度を通して、市が承認した1件あたり20万円未満の修繕の総額が、提案した1件あたり20万円未満の修繕の額を超えて実施した金額は、市負担であるという認識で正しいでしょうか。	提案された収支予算書をもとに、修繕費を控除した上で、年度ごとの指定管理料を予算の範囲で決定し、修繕費は修繕実施前に市が承認を行った上で、毎月の指定管理料支払い時に市から実績額を指定管理者に支払います。お見込み通り、指定管理者が実施する修繕費が提案額を超えた場合も市が負担します。
11	指定管理者募集要項	7～8	④指定管理者が実施する修繕に係る費用について	1年度を通して、市が承認した1件あたり20万円未満の修繕の総額が、提案した1件あたり20万円未満の修繕費の額より少なかった場合は、実際に修繕していない額(＝提案した1件あたり20万円未満の修繕額－市が承認した1件あたり20万円未満の修繕の総額)は指定管理者負担と認識で正しいでしょうか。	提案された収支予算書をもとに、修繕費を控除した上で、年度ごとの予算の範囲内で指定管理料を決定し、修繕費は実績額を支払います。
12	指定管理者募集要項	8	(5)利用料金の減免に対する取扱いについて	「利用料金の減免額については、想定される減免額相当分(過去の減免実績の平均額)を予め指定管理料から控除した上で、毎月の指定管理料の支払時に市から減免実績額を指定管理者に支払います。」との記載がありますが、過去の減免実績の平均額を減免実績額が下回る場合は、差額分の補填はあるのでしょうか。	利用料金の減免額については、減免実績に応じて毎月支払うことを想定しているため、減免平均額を下回る場合は、差額分の補填はございません。

No.	資料名	ページ	項目名	質問内容	回 答
13	指定管理者募集要項	9	(4)キャッシュレス決済に要する経費	「提案する指定管理料には、手数料を含めてください。」との記載がありますが、姫路市宿泊型児童館収支予算書の支出項目に含めるという認識でしょうか。	お見込みのとおり、キャッシュレス手数料を支出項目に含めてください。
14	指定管理者募集要項	6	8指定管理に関する経費	募集要項8(2)「原則として指定管理料の精算は行いませんが、社会経済情勢の急激な変化など特別な事情」と記載があるが、電気代の高騰は該当するのか。また、具体的な数値などを決めているのか。	電気代の急騰などは含まれます。具体的な数値は定めていません。